

有料老人ホーム立入検査等について

○対象施設

未届けを含めたすべての有料老人ホームが対象

実施にあたっては、概ね3週間前までに通知を送付します。

虐待等の事案等が発生した場合には、随時実施します。

○主な検査項目

(1) マニュアルの作成整備及び研修の実施、記録

高齢者虐待防止(身体拘束を含む)、災害対策(防火、防災を含む)、防犯安全、感染症・食中毒予防、事故防止、苦情処理 等

(2) 高齢者虐待防止

身体拘束を行う場合の手続、適正化のための検討会議の開催及び指針の整備 等

(3) 緊急時・非常時の対応及び対策

- ・業務継続計画の策定状況
- ・防火防災設備の点検
- ・避難訓練等の実施・記録
- ・非常食、医薬品等生活必需品の備蓄

(4) 管理規定及び重要事項説明書における説明等

(5) 協力医療機関の協力内容等

(6) 帳簿類の作成整備及び保存

- ・各種サービス提供記録
- ・入居者一覧、緊急連絡網(名簿)
- ・苦情、事故報告(ヒヤリ・ハットを含む)の共有及び再発防止

(7) 金銭受領、前払金

算定根拠(規定を含む)、返還方法(保全措置を含む)の明示 等

(8) 行政機関等への報告等

報告を要する事例を認識し、適切に報告しているか

(9) 家族、地域との交流(連携)

- ・運営懇談会の設置、各種イベントの開催
- ・自治会等への参加、地域住民との交流

(10) その他

① 入居者の数、要介護度等

② 職員の配置(所属を明確に区分けしているか)

例: 有料老人ホームと訪問介護事業所を区分けしているか

③ 領収書、明細書、請求書等の交付

④ 衛生管理(感染症予防、衛生・不衛生等)

お願い

自主点検表により

- 施設サービスは適切か
- 人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか

など、定期的な点検を実施し、適切な施設運営及び利用者支援の提供に努めてください。